

大阪府公安委員会規則第3号

大阪府暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成23年3月4日

大阪府公安委員会

委員長 栗原 宏武

大阪府暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(説明又は資料の提出)

第4条 条例第21条第1項の規定による説明又は資料の提出の要求は、説明・資料提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

(勧告等)

第5条 条例第22条第3項及び第5項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 条例第22条第4項の規定による指導は、指導書（別記様式第3号）により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第23条第1項の規定による公表は、公表しようとする者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実について、大阪府公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

	第 年 月 日 号
殿	
大阪府公安委員会 印	
説明・資料提出要求書	
大阪府暴力団排除条例第21条第1項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を要求します。	
要 求 の 内 容	
要 求 の 理 由	
説 明 又 は 資 料 の 提 出 の 期 限	年 月 日 () 午前・後 時まで
提 出 先	
備 考	

注 意 事 項

- 1 正当な理由がなく、説明又は資料の提出の期限までに説明又は資料の提出をしなかった場合は、大阪府暴力団排除条例第23条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。
- 2 説明は、要求の内容に対する説明を記載した説明書の提出により行いますので、当該説明書を作成し、説明又は資料の提出の期限までに提出先に送付してください。また、資料がある場合は、説明書に添付してください。
なお、説明書には、この要求書の番号及び日付並びにあなたの住所及び氏名（法人の場合は名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）を記載してください。
- 3 あなたに代わって代理人に説明書（資料がある場合は、当該資料を含む。）を提出させることができます。
- 4 あなたに代わって代理人に説明書を提出させる場合には、委任状を当該説明書に添付してください。
- 5 説明書に代えて口頭により説明を行うことを希望する場合は、説明又は資料の提出の期限までにその旨を提出先に連絡し、口頭による説明の期日及び場所の指定を受けてください。
- 6 あなたが口頭による説明の期日に出頭する場合は、この要求書を持参してください。また、資料がある場合は、当該資料も持参してください。
- 7 あなたに代わって代理人を口頭による説明の期日に出頭させることができます。
- 8 あなたに代わって代理人が口頭による説明の期日に出頭する場合は、この要求書及び委任状を持参させてください。また、資料がある場合は、当該資料も持参させてください。

第 号
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

勸 告 書
大阪府暴力団排除条例第22条第 項の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の内容	
勸告をする理由	
備 考	

注： 勸告に従わなかったときは、大阪府暴力団排除条例第23条第1項の規定によりその旨を公表することがあります。

第 号
年 月 日

殿

大阪府公安委員会 印

指 導 書

大阪府暴力団排除条例第22条第4項の規定により、次のとおり指導します。

指 導 の 内 容	
指 導 を す る 理 由	
備 考	

注： 指導に従わなかったときは、大阪府暴力団排除条例第22条第5項の規定により勧告することがあります。